

2020 年 6 月 4 日

日レセソフトご利用医療機関 各位

(株) エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 横谷

電話：0120-957-706

新型コロナウイルス感染症に対する算定について（2020 年 6 月 4 日版）

新型コロナウイルス感染症に対する診療報酬について、メディカルサポートシステムズの細谷先生より情報提供がありましたので、ご案内致します。

1. 新型コロナウイルス感染症に対する診療報酬について、令和 2 年 6 月 1 日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 20）」の通知がありました。

○「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 20）」の参照先

<https://www.mhlw.go.jp/content/000635978.pdf>

2. 新型コロナウイルス感染症に対する、時限的・特例的な、初診料、および、電話等再診料の算定について、上記の通知により、算定できる加算が明示されました。

後出しの明示であるため、該当する診療を行われている医療機関様は、ご確認をお願い致します。

○算定が可能な加算

- ・時間外加算
- ・休日加算
- ・深夜加算
- ・乳幼児加算
- ・明細書発行体制等加算
- ・夜間・早朝等加算
- ・小児特例時間外加算

○算定が不可な加算

- ・機能強化加算
- ・時間外対応加算
- ・外来管理加算
- ・地域包括診療加算
- ・認知症地域包括診療加算
- ・薬剤適正使用連携加算

○適用開始日

- ・初診料に関する加算：2020 年 4 月 10 日から
- ・再診料に関する加算：2020 年 2 月 28 日から

3. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その20）」の内容

問1	「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）」（令和2年2月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、新型コロナウイルスの感染が拡大している間の臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して、電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に、電話等再診料を算定可能とされた。 この場合において、A001再診料に係る加算は算定可能か。
（答）	A001再診料の注4から注7までに規定する加算、又は、注11に規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。 なお、この取扱いは、令和2年2月28日から適用される。

問2	「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その3）」（令和2年3月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、新型コロナウイルスの感染が拡大している間の臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して、電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に、A002外来診療料を算定可能とされた。 この場合において、外来診療料に係る加算は算定可能か。
（答）	A002外来診療料の注7から注9までに規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。 なお、この取扱いは、令和2年3月2日から適用される。

問3	「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」（令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的対応として、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合に、A000初診料の注2に規定する214点を算定することとされた。 この場合において、初診料に係る加算は算定可能か。
（答）	A000初診料の注6から注9までに規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。 なお、この取扱いは、令和2年4月10日から適用される。

Ex. 厚労省からの新型コロナウイルス感染症における医療機関様向け情報一覧は、下記へ随時更新されております。

○自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）の参照先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

以上

※本資料は弊社ホームページ（<https://eorca.sakura.ne.jp/>）にも掲載しております。